

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 白川村公共下水道特別会計

事業名	下水道事業		
事業開始年月日	H2.3.13	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	白川村	職員数 (H19.4.1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	286(H18)	公営企業債現在高(百万円)	1464(H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	70(H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.465(H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	17.6(H19)
		経常収支比率 (%)	85.4(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	下水道事業経営健全化計画
計画期間	H19～H23
計画策定責任者	白川村長 谷口 尚
既存計画との関係	白川村行政改革大綱（集中改革プラン）H17～H21
公表の方法等	白川村HP、村議会への説明・報告
基本方針	平成17年度に白川村内の下水道整備は完了し、供与開始の一番早い処理区で供用開始後12年が経過した。平成19年4月現在での村全体の水洗化率は75%であり、今後毎年20世帯程度の水洗化を目標とし計画期間中に水洗化率を90%とすることにより料金収入の増加を見込む。また、維持管理についても最大限の経費の削減を行うことと、管理委託についても新たに処理場が増えることが無いため現状から大幅に増えることが無いよう支出を抑える。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。